

平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社 代 表 者 名 代表取締役社長 西川 正洋 (コード番号 5161 東証二部) 問 合 せ 先 取締役管理本部長 福岡 美朝

(TEL: 082-237-9371)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月28日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止 し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために、買収防衛策を導 入することが、当社にとって必要であると考えております。

買収防衛策を導入するに先立ち、会社法施行規則第 118 条第 3 号に記載される「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」)」を定め、基本方針に照らして不適切な者に対し買収防衛策の適用を図る必要があると考えております。

このような基本方針および買収防衛策は、株主の皆様にも影響を及ぼすことがありうるため、基本方針の決定および買収防衛策の導入、継続、廃止または変更につきましては、株主の皆様の意思に基づいても行っていただけることが可能となるよう、これらの事項を株主総会決議事項とするための根拠規定として定款第19条(株主総会決議事項)を新設し、合わせて現行定款第19条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(新設)	(株主総会決議事項)
	第 19 条 株主総会においては、法令また
	は定款に別段の定めがある事
	項をその決議において定める。
	② 前項のほか、当会社の財務およ
	び事業の方針の決定を支配す
	<u>る者の在り方に関する基本方</u>
	<u>針を株主総会において定め、当</u>
	該基本方針に照らして不適切
	な者によって当会社の財務お
	よび事業の方針の決定が支配
	されることを防止するための
	対応策を株主総会の決議によ
	るほか、取締役会の決議により
	<u>定めることができる。</u>
第 19 条~第 41 条(条文省略)	第 <u>20</u> 条〜第 <u>42</u> 条(現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日平成 23 年 6 月 28 日定款変更の効力発生日平成 23 年 6 月 28 日

以 上